

東北ダンブ



【発行】全日本建設交運一般労働組合(略称・建交労)東北ダンブ支部
〒963-8025 郡山市桑野2-3-2

建交労福島ダンブ内

2025年12月1日発行 NO.42

TEL024-933-4511 fax024-921-1868

Email: fukusimadanpu@mtj.biglobe.ne.jp



大幅な単価改善を

東北ダンブ支部 定期大会開催

11月8日、建交労東北ダンブ支部は福島県二本松市岳温泉の光雲閣において第4回定期大会を開催しました。東北6県から大会代議員22名・役員10名の計32名が参加しました。永井副委員長の開会あいさつ、議長団に岩手分会の細川代議員と福島分会の橋本代議員(写真下の左)を選出した後、2人の来賓・福島県議会議員の神山悦子さん(日本共産党・写真下の左上)と建交労東北地方協議会議長の加藤典夫さん(写真下の右上)からあいさつをいただきました。ひきつづき高橋副委員長によるメッセージ披露、大会成立の確認を行いました。

瀧柳執行委員長は、「ナンバー問題、単価問題、組織拡大」に関わって、右のようなあいさつを行い、大会を東北ダンブ支部の飛躍のきっかけにしようと呼びかけました。

つづいて昆書記長から経過報告と運動方針案の提案、田中書記次長から決算報告と財政方針案・予算案の提案、伊藤会計監査から監査報告が行われました。

質疑討論では、福島分会いわき班の鈴木代議員が、「ゼネコンと組合が合意したトンネル工事現場で就労している。路面状態は凹凸が激しく、愛車は悲鳴を上げ、平坦な現場以上に心身ともにストレスがかかった。一時休工になり、再開の際には断ることも考えられたが、もし穴をあけたら専従の交渉が水の泡になってしまうと思い、乗りかけた船なので、覚悟を決め再開の日に現場に向かった。我々は、交通安全推進団体です。名に恥じぬよう気を引き締めて1にも2にも安全をつとめています」と発言。

岩手分会の下川代議員は、「使用促進現場が出た場合は組合員が協力し配車をするよう分会会議などで確認しています。また、分会執行部の若返りをすすめています。ナンバー問題では、今年3月に岩手県トラック協会ダンブ部会から『違法な白トラ行為の情報提供』を求める文書が岩手県内で広まったが、建交労全国ダンブ部会が全国トラック協会へ抗議要請を行い、4月には『車持ちダンブ労働者や公共事業において優先使用団体として稼働しているダンブは対象としない』という文書を出させることができた。これは、岩手県だけでなく、全国的な問題なので、みなさんと一緒にたたかっていきたいです」と発言。

宮城班の布宮代議員は、「ダンブの単価問題で大幅な改善は、組合にしかできないと思っています。宮城県内の単価は東日本第震災の復興工事が終わると、一気に下がり3万2千円というところもあります。組合の運動に参加して、単価を上げる運動をしていくことがダンブ屋の生きる道だと感じています」と発言。⇒ウラ面へつづく

執行委員長の瀧柳です。(右の写真)
執行部を代表してあいさつします。

ナンバー問題ですが、特に合材プラントでは、青ナンバー以外は使わないという方針が全国的に出されています。これは、4月の貨物自動車運送事業法の改正施行に伴い、白ナンバー＝違法という間違った見解が出されているからです。この「トラック新法」は、そもそもダンブを想定して改正されたものではなく、トラックの2024年問題(輸送能力の減少、企業の売り上げや利益の減少、ドライバーの収入減、人手不足など)を皮きりに、運賃の適正化や重層下請構造の規制、営業許可を持たない業者を使った場合の荷主への罰則強化といった運輸業界の適正化を目的としていて、ダンブを対象としてはいないのです。しかし、白ナンバー＝違法というの置き換えて、主には業界団体だと思いますが、仕事を独占するために、排除の論理を持ち込んで広めている輩(やから)がいるということです。今後ナンバー問題では、白ナンバー＝違法という見解を真っ向から否定するたたかいを展開し、安心して働ける環境整備に力を入れたいと思います。

ダンブの最大の課題は、単価問題です。我々は、積算された単価の半分しかもらえません。単価が安すぎて青ナンバーを取っても運営がままならないということです。東北ダンブ支部として、昨年度も使用促進闘争を旺盛に取り組んできました。使用促進闘争の目的は単価の改善であり、その方法としては、合意した現場に組合員が就労して、単価の改善を促していく運動です。交渉は主に専従が対応していますが、発注者を巻き込んで様々な手段を活用し、合意をかちとっています。しかし、配車や現場管理等で非常に苦勞をしています。使用促進闘争成功のカギは、現場の仲間と専従の連携が非常に重要です。組合員参加型を目指す上で、班体制の確立が非常に重要です。

ダンブの大幅な単価の改善をすることは、現段階では、この使用促進闘争しかありません。労働組合の特色を生かした活動にしていきたいと考えています。全国ダンブ部会の中でも、使用促進闘争は東北が牽引者の役割を担っています。使用促進闘争が全国の至るところで実現できれば、我々の要求実現に近づいて行くと思います。大会の方針案にもありますが、使用促進闘争を東北各地で広げていけるような活動にとりくみたいと思います。

組織拡大です。昨年よりも大幅に減らしてしまったことを、組織を代表してお詫び申し上げます。危機感を持ったとりくみをしなければ、組織はなくなってしまいます。盤面を東北全体に広げ対象者の掘り起こしをして、次回の大会までに純増をかちとれる活動をしていきましょう。日常の仕事の中で声がけを実行しましょう。専従よりも現場の仲間に声をかけられた方がより拡大に結び付きます。東北ダンブ支部全体で未加入の仲間に気軽に声をかけ、ダンブ新聞などを活用して組合の行っていることを広めていきましょう。詳しい説明は専従を活用してください。まずは全体的に組織拡大の雰囲気づくりが大事だと思います。

本日の大会を東北ダンブ支部の飛躍のきっかけにしましょう。



今年には昨年に続いて熊被害が飛び交う中、外出は愚か山岳地への外出は禁物と思っている最中、小学生の男の孫が、溪流釣りに行きたいと言い出している。娘からの連絡を耳にする。溪流釣りは9月末で禁漁になる事を知っていたのか問い正してみると、知っていて残り一週間しかないのに気付いて慌てて強硬作戦に出たようだ。この頃は昨年の出来事はおろか1週間前の事さえも忘れてしまうほどで、昨年溪流釣りに行った際に禁漁期限を教えた記憶が定かでは無いが知っているたのであろう。教えた立場上、知らぬと言う訳には行かないだろうと対処することにした。すぐに電話して餌を準備しておくように伝えると、二つ返事で「わかった」とテンションが高い。禁漁が間近に迫ってからの溪流釣りのベストなエサは、ドバミミズという事も伝授していたような記憶があるものの気掛りで電話を入れてみると「3匹しか捕まえることができなかった」と不安げな返事をするので、釣り具店に行つてミミズとブドウ虫を買つていくから心配ない事を伝え不安を和らげた。この期会にエサの選び方で釣果が決まることを、実釣で実感させようと考えた。熊被害には、もしもの時の万が一に備えて対策は万全にした。狩猟免許は持たないので猟銃は持たないがそれ準じた装備をして釣行に挑んだ。やはり熊の出没が気になり短時間の釣りとした。釣果は23cm婚姻色の濃いオス山女魚1匹だけ、ボーズは免れたので早めの退散とした。孫が帰宅するなりクーラーボックスを台所に運び、解体して大騒ぎをしている声が聞こえる。行ってみると騒ぐほどの事でない。オス山女魚が産卵間近で交配寸前のため白子が噴き出して大騒ぎだ。来春の溪流解禁時には、「清流の女王」だけに集中せずに、熊対策を万全に!!

高橋溪峰

晴釣雨読(せいちょううどく)

⇒オモテ面より

福島分会南班の永田代議員は、6月に広島で開催された『建交労フェスタ』(3年に1回開かれる建交労全国学習交流集会)に東北ダンプ支部から13人が参加したことを報告しました。「広島で実際に見て聞いて肌で感じたことは、参加した我々にとって大きな意味のある経験だったと感じます。被爆の証言者が少なくなっている今、原爆の恐ろしさや核兵器廃絶について継承し、次の世代へ語り続ける責務が労働組合、私たちにあります。3日目の最終日には、全国ダンプ部会の代表として発言してきました」と発言。

このほか執行部の3人・永井副委員長(福島)、高橋副委員長、(秋田)、半澤執行委員(福島)も発言しました。

運動方針案・予算案の採択では満場一致で可決されました。その後、役員選挙が行われ新執行部体制が確立しました。そして半澤執行委員が大会宣言を読み上げ拍手で確認し、森谷副委員長が閉会のあいさつを行い、最後に瀏柳委員長の音頭で「団結がんばろう」で大会を締めくくりました。

その後の親睦会では、東北6県の組合員の団結を一層深め合い、大会の全日程を無事終了しました。

今年度の役員です。(敬称略)

- 執行委員長 瀏柳 勝彦
- 副執行委員長 高橋 正彦、永井 正彦、森谷 稔
- 書記長 昆 茂太郎
- 書記次長 田中 喜三男
- 執行委員 鈴木 宏明、高橋 高男、半澤 正樹
- 会計監査 伊藤 玲子、藤戸 一祐

※いずれも再任です。よろしくお願いします。

自動車保険は組合へ

新規申込受付中

ダンプ・乗用車
家族の軽自動車等をぜひとも!

団体割引10%

レッカーサービスが充実

①ダンプ・乗用車15万円まで無料
②ダンプは特約で100万円まで保障

組合がサポート

万が一の
事故対応スムーズ





<問合せ先> 建交労東北ダンプ支部



ヤマボウシ

皆んなが不安がっている ダンプナンバー問題について

～ダンプ規制法・建設業法を駆使して闘うことが大事～

今年の6月、貨物自動車運送事業法(事業法)の改正がありました。この法律のうち、「違法な白トラへの規制強化」が、令和8年4月1日から始まります。これからどうなるんだろうと。皆んなが不安がっていると思います。

全国には約19万台の大型ダンプが登録されています。ナンバー別の内訳は、自家用(白ナンバー)が62%、事業用(青ナンバー)が38%です。自家用ダンプのうち、1台から6台所有が80%を占めていますから、大半の自家用ダンプは建交労が組織対象としている様な車持ち労働者だと思われます。

ダンプの歴史をさかのぼると、昭和30年代初め頃までは「自家用ダンプ」は日本に存在しませんでした。建設省や自治体などの役所と建設会社がダンプを所有し、職員や社員が運転業務に就いていました。

当時の建設現場は、4月～9月までは閑散期、10月～年度末までは繁忙期と多額の固定経費を抱えるダンプは経費面のお荷物でした。更に、死亡事故などがあれば、役所や建設会社が直接の責任をかぶることから、運転手にダンプを払い下げて独立させる事になり、車持ちダンプ労働者が誕生しました。

今回の白ナンバー排除の震源地は「全日本トラック協会・ダンプトラック部会(青ナンバーのダンプ部会)」＝(全ト協部会)です。元々、事業法の改正趣旨でダンプナンバー問題は重視されていませんでした。事業法改正の目玉は、死亡事故などが多発している平ボディトラック運転手の賃金・労働環境改善のために違法な白トラ行為を排除することでした。

ところが、白トラ行為の排除に目を付けた全ト協部会が、タクシーのライドシェアをダンプの分野に持ち込もうとしているのです。自分たちが今以上の台数を所有しないで、白ナンバーダンプを利用する作戦です。青ナンバーの会社が窓口になれば、白ナンバーは合法的に現場で働ける、建設会社などが直接、白ナンバーを使うと違法になるという理屈です。

組合に加入している多くのダンプは、建設現場で働いており、元請と下請会社は積み込み・残土運搬をセットで契約しています。この場合、本・下契約は建設業法に基づく「請負契約」となり、自家用ダンプは下請に雇用される事で問題はありません。但し、合材会社と下請会社が運送契約をしている場合などは、下請会社で自家用ダンプが働くのは問題になります。解決策としては、合材会社が直接ダンプを雇用する事です。

自家用ダンプに関わる法律では、ダンプ規制法や建設業法があります。ダンプ規制法は、ダンプ交通事故の根源対策として、ダンプ運賃の適正化(引き上げ)を後押しする法律です。事業用ダンプは独占禁止法の縛りがあり、2社以上が集まって単価の相談をすることが禁止されています。

ダンプ交通安全の根源対策は、自家用ダンプ、特に「ダンプ規制法第12条団体」にしか出来ない事から、行政当局、取締り当局、建設業界とタフな交渉をして行くことが求められます。白トラ排除も、タフな交渉を行っている建交労に加入していれば大丈夫です。

(M)

消費減税・インボイス廃止